

BOI最新投資奨励政策

ウティチャイ・ピサットペン
投資戦略・政策部、投資促進官
タイ投資委員会 (BOI)
2021年2月24日

講演内容



BOIの紹介



2021年新投資奨励対象業種

- 臨床研究 (Clinical Research)
- 高齢者向けサービス
- 国際部品調達事務所 (IPO)
- 電動輸送機器 (EV)



新投資奨励措置

- 東部経済回廊 (EEC) における投資奨励措置
- 投資刺激策
- 効率向上のための措置



日系企業による投資状況



BOIの紹介

タイ投資委員会 (BOI)の紹介

Introduction to Thailand Board of Investment



THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

BOI (タイ投資委員会) は
首相府傘下の政府機関

1. 投資および事業展開に対し、包括的な情報やアドバイスを提供
2. 外国のビジネス関連機関や民間・その他公的機関との調整
3. 税制上の恩典および税制以外の恩典を付与
4. 投資家へのビジネス支援サービスを提供:



Think Resilience

THINK THAILAND

BOIの投資奨励措置

BOI Investment Promotion Measures

政策

外資100%の株式保有
が可能

現地調達条件なし

輸出条件なし

外貨送金の制限なし

税制上の恩典

機械輸入税免除

輸出用製品のための原材料や
必要資材の輸入関税免除

研究開発用の物品の
輸入関税免除

法人所得税を最長13年間免除

最長5年間法人所得税を
50%減税

税制以外の恩典

土地の所有権

ビザ・ワーク
パーミットの取得支援

恩典パッケージ

Incentive Packages

8
年間

法人所得税の免除

0
年間

		法人所得税の 免除	機械の 輸入税の免除	原材料の 輸入税の免除	税制以外の 恩典
		CIT Exemption	Exemption of Import duties on machinery	Exemption of Import duties on raw materials	Non-tax incentives
A1	国の競争力を向上させるデザインや研究開発(R&D)に主眼を置いたナレッジベースの事業	8 年間 (上限額無し) + メリットに 基づく恩典	✓	✓	✓
A2	国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業	8 年間 + メリット に基づく恩典	✓	✓	✓
A3	既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業	5 年間 + メリット に基づく恩典	✓	✓	✓
A4	技術がA1-A3ほど高度でないものの、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	3 年間 + メリット に基づく恩典	✓	✓	✓
B1	高度技術を使用していないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業	- 年間 + メリット に基づく恩典	✓	✓	✓
B2	高度技術を使用していないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業	- 年間	-	✓	✓

恩典は技術レベル、サプライチェーン内の役割、立地等いくつかの主要な要素に基づく
Incentives are based on several key factors including level of technology, role in supply chain, and location.

Think Resilience

THINK THAILAND

2021年新投資奨励対象業種

臨床研究 (Clinical Research) 事業への投資奨励



臨床研究 (Clinical Research) 事業への投資奨励

Investment Promotion for Clinical Research

A1 法人所得税免除
(上限額なし)
8年間

7.38.1 開発業務受託機関 (Contract Research Organization)

A1 法人所得税免除
(上限額なし)
8年間

7.38.2 臨床研究センター (Clinical Research Center)

投資奨励法第30条1項に基づく恩典：
研究開発用機器および試験機器の輸入関税を免除

条件 : 7.38.1 開発業務受託機関 (CRO) [1/2]

Conditions: 7.38.1 Contract Research Organization (CRO) [1/2]

01

事業範囲は**臨床研究(Clinical Research)**を支援・提供すること

02

奨励申請プロジェクトでの**人員雇用計画の詳細を有すること**。また、同プロジェクトに従事するタイ国籍の人員は、**法人所得税免除恩典**を行使する前に、**医薬品規制調和国際会議 (International Conference on Harmonization: ICH)** が定める**優良臨床試験基準優良 (Good Clinical Practice: GCP)** またはこれに相当する**基準に基づく教育訓練**を受けておく必要がある

03

CRO等の**臨床研究に従事するタイ人の給与費用が年間最低150万バーツ以上かつ新規雇用であること**、または**投資金額 (土地代及び運転資金を除く) が100万バーツ以上であること**

条件 : 7.38.1 開発業務受託機関 (CRO) [2/2]

Conditions : 7.38.1 Contract Research Organization (CRO) [2/2]

04

委員会が同意した**タイ国内の研究機関、公衆衛生機関、または教育機関**との連携があること

05

法人所得税の免除対象となる収入は、委員会が同意した範囲での**臨床研究による収入**であること

条件 : 7.38.2 臨床研究センター (CRC) [1/3]

Conditions: 7.38.2 Clinical Research Center (CRC) [1/3]

01

事業範囲は前臨床レベルを含む臨床研究(Clinical Research)を支援・提供すること

02

人間を対象とする臨床研究を少なくとも1フェーズ行うこと

03

研究者のデータ、研究センターのインフラ、ボランティアのケアと保護の仕組みなど**関連する詳細情報**を提示すること

04

診察室、薬剤保管室、臨床研究で使用される医療機器など、臨床研究業務を実施する施設を有すること

05

委員会が同意すれば、奨励プロジェクトにおいて、**既存の医療機器**または**資材**を使用することが認められる

条件：7.38.2 臨床研究センター（CRC） [2/3]

Conditions: 7.38.2 Clinical Research Center (CRC) [2/3]

06

臨床研究の実施においては、**優良臨床試験基準（Good Clinical Practice: GCP）** または**同等の基準に従うこと**

07

奨励申請プロジェクトのみの**臨床研究のタイ国籍人員の給与費用が年間最低150万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額（土地代及び運転資金を除く）が100万バーツ以上であること**

08

法人所得税免除恩典を行使する前に、**医薬品規制調和国際会議（International Conference on Harmonization: ICH）** が定める**優良臨床試験基準（Good Clinical Practice: GCP）**、**ICH GCP**または**その他同等の基準が定める教育訓練を受けた臨床研究に従事するタイ国籍人員を有すること**

条件 : 7.38.2 臨床研究センター (CRC) [3/3]

Conditions: 7.38.2 Clinical Research Center (CRC) [3/3]

09

委員会が同意した**タイ国内の研究機関、公衆衛生機関、または教育機関との連携**があること

10

法人所得税の免除対象となる収入は、**委員会が同意した範囲での臨床研究による収入**とする。また、**法人所得税免除恩典を行使する前に**、倫理委員会 (Ethics Committee: EC) または動物実験委員会 (Institutional Animal Care and Use Committee : IACUC) による**許可を得ること**

2021年新投資奨励対象業種

高齢者向けサービス 事業への投資奨励



高齢者向けサービスへの投資奨励

Investment Promotion for Elderly Care Services

7.28.5 高齢者向け病院

法人所得税免除
(上限額あり)

A3



5年間

7.28.6 高齢者および介護者サービスセンター

法人所得税免除
(上限額あり)

A4



3年間

条件：7.28.5 高齢者向け病院

Conditions: 7.28.5 Senior Hospital

- 01 適切な**医療人材**の採用計画を有すること
- 02 委員会が同意したサービス提供用の**道具および機器**を所有すること
- 03 入院患者を対応するために**50床以上**の収容能力があること
- 04 操業開始前に、特定患者病院の設立認可を得ること
- 05 関連機関からの許可を取得し、**保健省が定める専門職基準や関連基準**に関する規制に準ずること

A3

法人所得税免除
(上限あり)

5年間

条件：7.28.6 高齢者およびに介護サービスセンター

Conditions: 7.28.6 Senior/Dependent Care Centers

- 01 健康事業設立法に基づく高齢者や介護サービスであること。
- 02 サービス用ベッドが50床以上であること。
- 03 滞在可能で、高齢者や要介護者にケアと介護サービスを提供すること。また、高齢者や要介護者のための健康管理・増進・リハビリテーションの活動を行うこと。
- 04 タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有すること。
- 05 法人所得税免除恩典を行使する前に、医療機関の設立認可を得ること。
- 06 法人所得税免除対象の収入は、高齢者への宿泊施設および介護サービスによる活動や食事等による収入のみとする。

A4

法人所得税免除
(上限あり)

3 年

2021年新投資奨励対象業種

国際部品調達事務所
(International Procurement Office: IPO)
事業への投資奨励



7.37 国際調達事務所 (International Procurement Office: IPO)

条件

1. 製造業で使用される原材料、部品および半製品の調達であること
2. 倉庫を所有する、または借りること。また、コンピュータシステムによる商品管理システムを有すること
3. 商品の調達、品質検査及び梱包業務等適切な業務を行うこと
4. タイ国内を含む複数の調達先を有すること
5. タイ国内の卸売りおよび／または海外への輸出であること
6. 払込登録資本金が1,000 万バーツ以上であること

恩典



機械の輸入税を免除



輸出向け製品に使用される
原材料および必要資材の
輸入税を免税



税制以外の恩典

2021年新投資奨励対象業種

電動輸送機器(EV)への 投資奨励



BOIのEV奨励パッケージ

BOI Promotion Package for EV



電気自動車の製造事業 (BEV、PHEV および HEV)

Manufacture of Electric Vehicles (BEV, PHEV and HEV)



条件

1. 総合計画 (Package) を提出すること
2. 奨励証書発給日から3年以内に：認可された全種類の電気自動車およびモジュール工程からバッテリー製造を開始すること
3. 電気自動車製造開始日から3年以内に：主要3部品（トラクションモータ、DCU、BMS）のうち少なくとも1部品を追加製造すること
HEV および／または PHEV の製造の場合は、業種 4.8.3 の部品を2つ製造すること
4. タイ国内販売の場合、製品は UN R100 R13H R94/95 および Euro5 (HEV/PHEVのみ) などの指定された規格を取得すること。
正当な理由が無い限り、機械の輸入期限延長は認められない

恩典

総合計画(Package)の土地代および運転資金を除く投資額による

例：自動車メーカー、部品メーカーともに、BEV車および主要部品であるバッテリー、BMS、トラクションモーター、DCU等の製造

プロジェクトの製造数量は、エコカーの実際の製造数量の一部として計上することが認められる

合計投資額が
50億バーツ
以上

HEV : 法人所得税免除の対象外

PHEV : 法人所得税を3年間免除

BEV : 法人所得税を8年間免除+研究開発を行う場合は1-3年間追加
工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

合計投資額が
50億バーツ
未満

HEV : 法人所得税免除の対象外

PHEV : 法人所得税を3年間免除

BEV : 法人所得税を3年間免除

- + 2022年以内に製造開始する場合は免除期間を2年間追加
- + 基本条件に加え主要部品を追加製造する場合は、1部品につき免除期間を1年間追加
- + (BEVのみ) 3年以内に年間の製造台数が1万台を超えた場合は、免除期間を1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加

工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

バッテリー電動バイクの製造事業

Manufacture of Battery Electric Motorcycle



条件

1. 総合計画（Package）を提出すること
 2. 奨励証書発給日から3年以内に電動バイクおよびバッテリーを製造すること（正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない）
- タイ国内販売の場合、製品は UN R136、UN R75、UN R78 等の指定された規格を取得すること

恩典

法人所得税を3年間免除

- + 2022年以内に製造を開始する場合は免除期間を1年間追加
- + 奨励証書発給日から 3年以内にモジュール工程からバッテリー製造を開始する場合は、免除期間を 1年間追加
- + 奨励証書発給日から 3年以内にその他の主要部品（BMS、トラクションモーター、DCU）を追加製造する場合は、免除期間を1部品につき1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加

工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

バッテリー電気三輪車の製造事業



Manufacture of Battery Electric Tricycle

条件

1. 総合計画（Package）を提出すること
 2. 奨励証書発給日から3年以内に電気三輪車およびバッテリーを製造すること（正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない）
- タイ国内販売の場合、製品は UN R136 等指定された規格を取得すること

恩典

法人所得税を3年間免除

- + 奨励証書発給日から3年以内にモジュール工程から電池製造を開始する場合は、免除期間を1年間追加
- + 奨励証書発給日から3年以内にその他の主要部品（BMS、トラクションモーター、DCU）を追加製造する場合は、免除期間を1部品につき1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加

工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

バッテリー電気バス・電気トラックの製造事業

Manufacture of Battery Electric Bus and Truck



条件

1. 総合計画（Package）を提出すること
 2. 奨励証書発給日から3年以内に電気バスまたは電気トラックおよびバッテリーを製造すること
（正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない）
- タイ国内販売の場合、製品は UN R100 等指定された規格を取得すること

恩典

法人所得税を3年間免除

- + 奨励証書発給日から3年以内にモジュール工程からバッテリー製造を開始する場合は、免除期間を1年間追加
 - + 奨励証書発給日から3年以内にその他の主要部品（BMS、トラクションモーター、DCU）を追加製造する場合は、免除期間を1部品につき1年間追加
 - + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加
- 工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

現行の事業を修正し電気ボートの製造を含める

Modify the current activity to accommodate the **Electric Boats**

4.9 船舶の建造または修理

業種	恩典
<p>4.9 船舶の建造または修理</p> <p><u>条件</u>： 操業開始日から2年以内にISO14000 を取得すること</p> <p>4.9.1 総重量500トン以上の造船または修理</p> <p>4.9.2 総重量500 トン未満の造船または修理 (エンジンまたは電気駆動システム、装置を搭載している金属船またはファイバーグラス船に限る)</p>	<p>A2</p> <p>A2</p>



法人所得税を
8年間免除

バッテリー充電ステーション事業者向けの恩典 Incentives for Battery Charging Station

- 法人所得税を5年間免除
- 機械輸入関税の免除

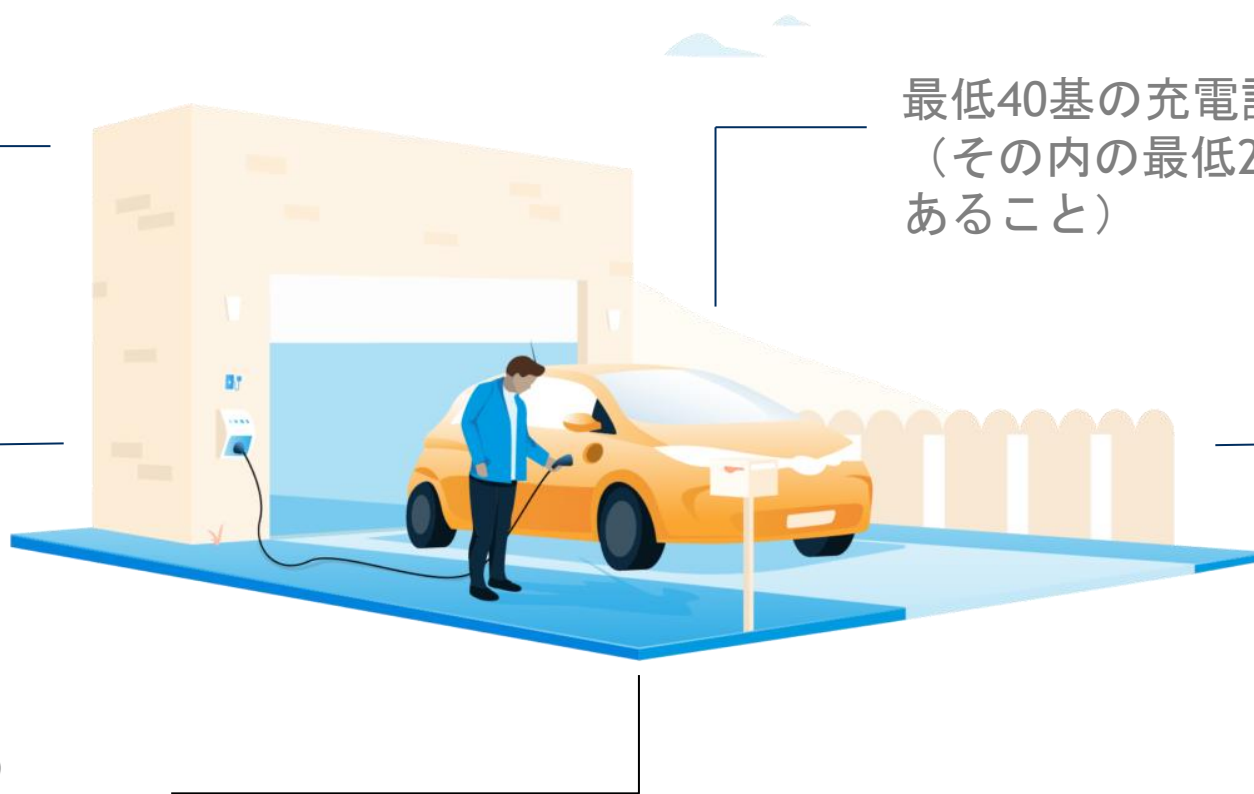
EV スマート充電
システム開発計画を
提出

奨励証書取得後3年以内
に ISO18000を取得

部品および設備機器の
調達計画を提出

最低40基の充電設備の設置
(その内の最低25%は急速充電器で
あること)

申請者は他の政府系
セクターの特典を
受けないこと



EV部品・構成部品に対する恩典 EV Parts and components

EVの17主要部品

- 空調システム
- DCDC コンバーター
- 電気バス用前車軸、後車軸
- 電気サーキットブレーカー
- EV充電機器
- スマート充電システム
- 車載充電器
- トラクションモータ
- 携帯型EV充電器
- インバーター
- BMS
- DCU
- バッテリー*
- 高圧ハーネス
- 減速装置
- バッテリー冷却システム
- 回生ブレーキシステム

法人所得税を8年間免除

バッテリー製造は法人所得税を5-8年間免除
+国内で調達ができない原材料、必要資材に対し
2年間輸入税の90%減税

バッテリー



バッテリーパック組立 -
法人所得税を5年間免除

モジュール生産 - 法人所得税を8年間免除

+国内で調達ができない原材料、必要資材に対し
2年間輸入税の90%減税

セル生産 - 法人所得税を8年間免除 (上限額なし)

+国内で調達ができない原材料、必要資材に対し
2年間輸入税の90%減税



新投資奨励措置

東部経済回廊（EEC）における 投資奨励措置

東部経済回廊(EEC)における恩典パッケージ Incentive Packages in Eastern Economic Corridor (EEC)



対象地域:

チャチュンサオ、チョンブリー、またはラヨン県に立地するプロジェクトであること



対象業種:

- 少なくとも5年以上の法人所得税の免除対象となる事業（グループA1、A2、A3）、および8類の技術・イノベーション開発事業
- 特定の地域およびEEC以外の地域に立地しなければならぬ業種は適用外



申請期間:

- 一般のEECエリアに立地する場合は2021年12月31日までに申請すること
- EECi、EECd、EECa、EEDmdまたはGeonomicsに立地する場合は申請期限がない

EECパッケージに基づく税制恩典

Tax Incentives Scheme under New EEC Packages

対象業種 (基本恩典)	1 人材開発基準*	2 立地場所基準	
	全EECエリア	EECi* / EECa / EECd / EECmd / Genomics区	工業団地 / 奨励された工業区
A1 / A2 法人所得税の 免税 8 年間	+ 法人所得税の 50%減税 3 年間	+ 法人所得税の 50%減税 2 年間	-
A3 法人所得税の 免税 5 年間	+ 法人所得税の 50%減税 3 年間	+ 法人所得税の 50%減税 2 年間	+ 法人所得税の 免税 1 年間 <i>または</i>
8類 法人所得税の 免税 10 年間	+ 法人所得税の 免税 2 年間	+ 法人所得税の 免税 1 年間	+ 法人所得税の 免税 1 年間 <i>または</i>

*人材開発基準について

- 科学技術分野における人材を開発するために、機関との協力を有すること
- 訓練への参加人数が全従業員の10%以上、または40人以上であること

** 科学技術地区における対象業種（例：電子設計、研究開発、ターゲット技術開発など）は、科学技術地区とされたEECiに立地するプロジェクトと同様に追加恩典が付与される。
(+5年間50%法人所得税減税、あるいは2年間法人所得税免除)

どちらか一つの基準あるいは両方の基準に基づいて申請することが可能



新投資獎勵措置

投資刺激策

2021年投資刺激策

目的	対象産業における大型投資プロジェクトを促進
期間	2021年の初営業日から2021年の最終営業日までに申請したプロジェクトが対象
条件	<ul style="list-style-type: none">ターゲット産業のA1-A3業種であること。ただし、特定の所在地がない業種や、SEZ区における50%減税特典が付与されない業種は対象外各措置による合計の法人所得税免除期間は8年を超えないこと奨励受理回答および奨励証書発給の過程において期間延長の申請は認められないが、機械輸入期間・操業開始期限の延長については各プロジェクトの事情に応じ妥当性が検討される奨励証書発給後12か月以内に実際に10億バーツ（土地代と運転資金を除く）を超える投資を行うこと追加特典を取得するためには、奨励証書発給日から18カ月以内に投資を行った証拠を提出すること 法人所得税免除特典が残ること
特典	法人所得税免除期間終了後5年間にわたり法人所得税を50%減税



新投資奨励措置

効率向上 のための措置

効率向上のための措置

(既存事業の向上または既存の生産ラインもしくはサービスの向上)

第1の措置

省エネ、
代替エネルギー使用、
または環境負荷軽減



第2の措置

生産効率向上のための機械、
自動化システム、または
ロボットの導入等機械の
入れ替え



第5の措置

デジタル技術の導入



第3の措置

研究開発または
エンジニアリングデザイン



第4の措置

国際的な持続可能性認証の取得
を目指した
生産ラインのアップグレード
例として、GAP、FSC、PEFCs、
ISO 22000、ISO 14061 (SFM) 等



第1から第4の措置の条件および恩典（既存事業）

Conditions and Incentives of Measure No. 1-4 (Existing Activities)

対象



- 既に操業している事業が対象で、被奨励事業か否かは問わない
 - 奨励申請の際に投資奨励対象業種に該当する事業であること
 - 既存の被奨励事業の場合は、法人所得税の免除または減税期間終了後、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていない事業であること
- **最低投資金額**：土地代および運転資金を除く100万バーツ以上であること

恩典



- 機械輸入税の免除
- **法人所得税を3年間免除**（既存事業による収入が免除の対象）**但し、土地代および運転資金を除く生産効率向上のための投資金額の50%を上限とする**（国内の自動化機械設備が30%以上である場合、100%を上限とし法人所得税を免除する）
- 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする

条件



- 奨励証書発給日より3年以内に投資を完了すること
- 単位当たりの直接コストの削減、歩留まりの向上、生産工程での廃棄物の削減など所定の指標を満たすこと
- **2022年の最終営業日までに申請を行うこと**

2020年11月4日より適用



奨励申請をするプロジェクトは、現在施行されている投資奨励対象業種に該当する事業であり、かつ投資委員会事務局布告の**ネガティブリスト**に入っていないこと

第5の措置 デジタル技術の導入(1/3)

Measure No. 5: The Digital Technology Adoption

機械または設備に対する投資を行わずに、既に操業している事業にデジタル技術を導入する

恩典

デジタル技術導入による効率向上のための投資金額の50%を上限として、法人所得税を3年間免除

条件



- **既に操業している事業が対象で、被奨励事業か否かを問わない**
 - 法人所得税免除対象業種（Aグループ事業）に該当する事業であること。但し、（元々デジタル技術の使用が必要な事業、すなわちソフトウェア開発、クラウドサービス、データセンター等）一部の業種は除く
 - 既存のBOI奨励事業の場合は、法人所得税の減免期間が終了したものが対象
- **最低投資金額**
100万バーツ以上（土地代および運転資金を除く）

第5の措置 デジタル技術の導入(2/3)

Measure No. 5: The Digital Technology Adoption

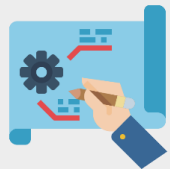
条件(続き)



下記のいずれかの特定基準に則ったデジタル技術導入による業務効率化の投資計画を提出すること



1. 実装ソフトウェア、プログラムや情報システムは、体系的な内部連携 (Integrated) および一部の外部連携 (Connected)、または内部と外部の両方に連携すること。データ連携は、生産またはサービスの効率向上のために、資源管理に使用する少なくとも3つ以上の機能を持つこと



2. 人工知能(AI)、機械学習の活用とビッグデータやデータ分析(Data Analytics)の活用



3. National e-Payment システムへのアクセス等、公的機関のシステムと企業のシステムの間データ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入

1. と 3. の場合は ソフトウェア、プログラムまたは情報システムは関連機関の認証を取得したタイにおける事業者により開発または改良されたものであること。
海外における開発または改良にかかる費用は、投資金額の半分以上を計上する

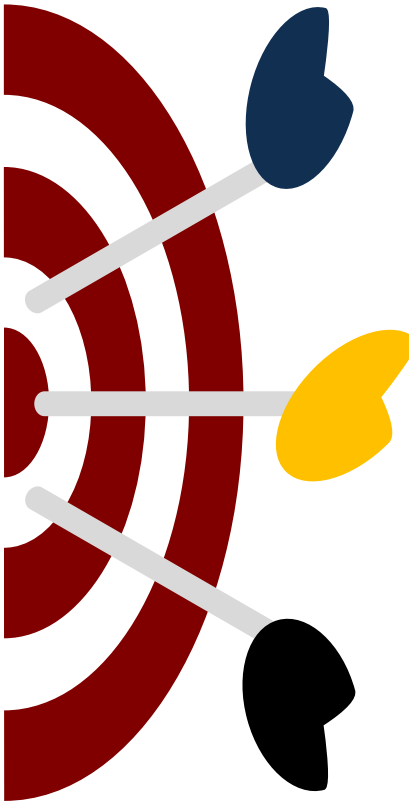
第5の措置 デジタル技術の導入(3/3)

Measure No. 5: The Digital Technology Adoption

条件(続き)

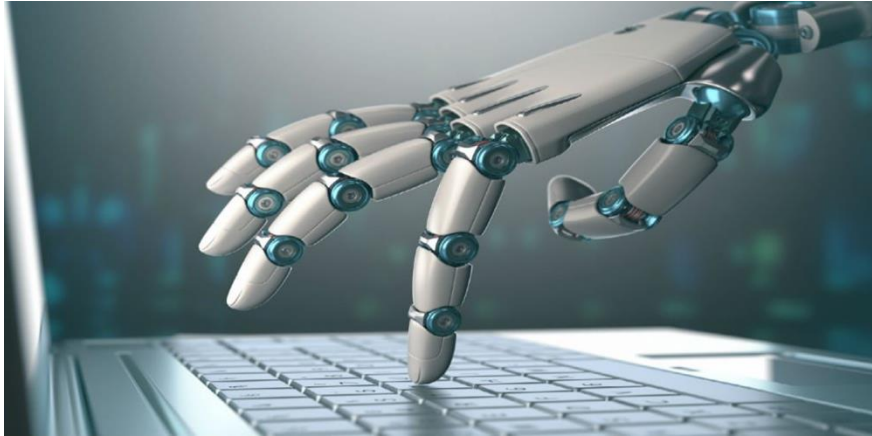


- 効率向上に関連するクラウドサービスまたはデータセンターのレンタル・利用にかかる費用は、効率化のための投資金額に計上する。但し、海外でのクラウドサービスまたはデータセンターのレンタル・利用にかかる費用は、その半分の費用のみ投資金額として計上する
- 2022年の最終営業日までに奨励申請を行うこと
- 奨励証書発給日より3年以内に実施すること



自動化システムおよびロボット導入に対する投資促進措置（新規投資の場合）

Measure for Investment Promotion among Automation and Robotics Users (in case of new investment)



恩典



• 機械の輸入税を免除

• **自動化システムへの投資金額の50%を上限として法人所得税を3年間免除**（国内の自動化機械設備が30%以上の場合、100%を上限とし法人所得税を免除）



対象

- 生産ライン・サービス事業への新規投資プロジェクト
- 法人所得税免除対象外の業種に該当する事業（Bグループ事業）であること。 但し、事務局が定めた法人所得税免除の対象とならない特別政策に指定されている業種は除く
- **最低投資金額**：土地代及び運転資金を除く100万バーツ以上であること



奨励申請をするプロジェクトは、投資委員会事務局布告の**ネガティブリスト**に含まれていないこと

2022年の最終営業日までに奨励申請を行うこと

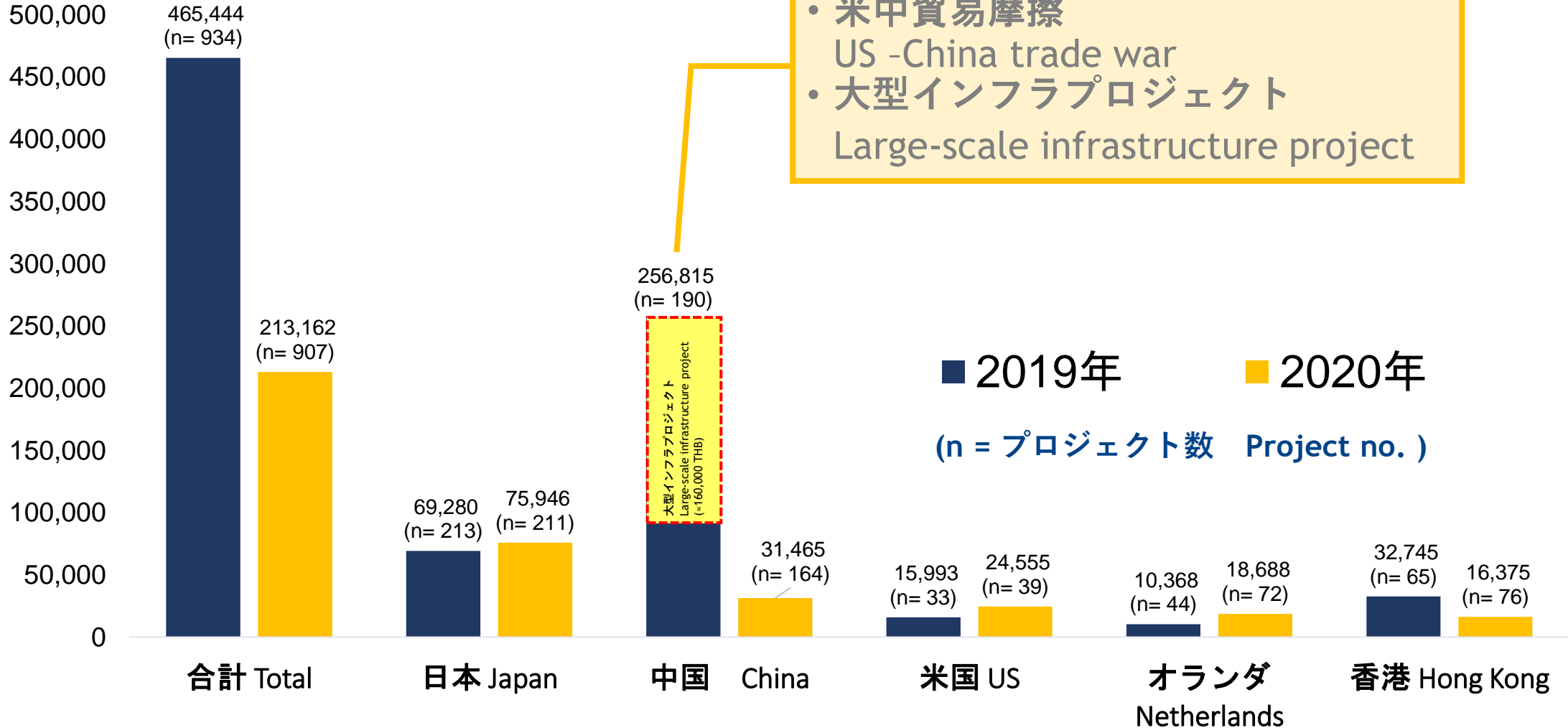


日系企業による 投資状況

外国直接投資(FDI)：主要国別投資奨励申請額

Foreign Direct Investment (FDI) Net Application by Country

100万バーツ
Million Baht



Think Resilience

THINK THAILAND

出所: タイ投資委員会

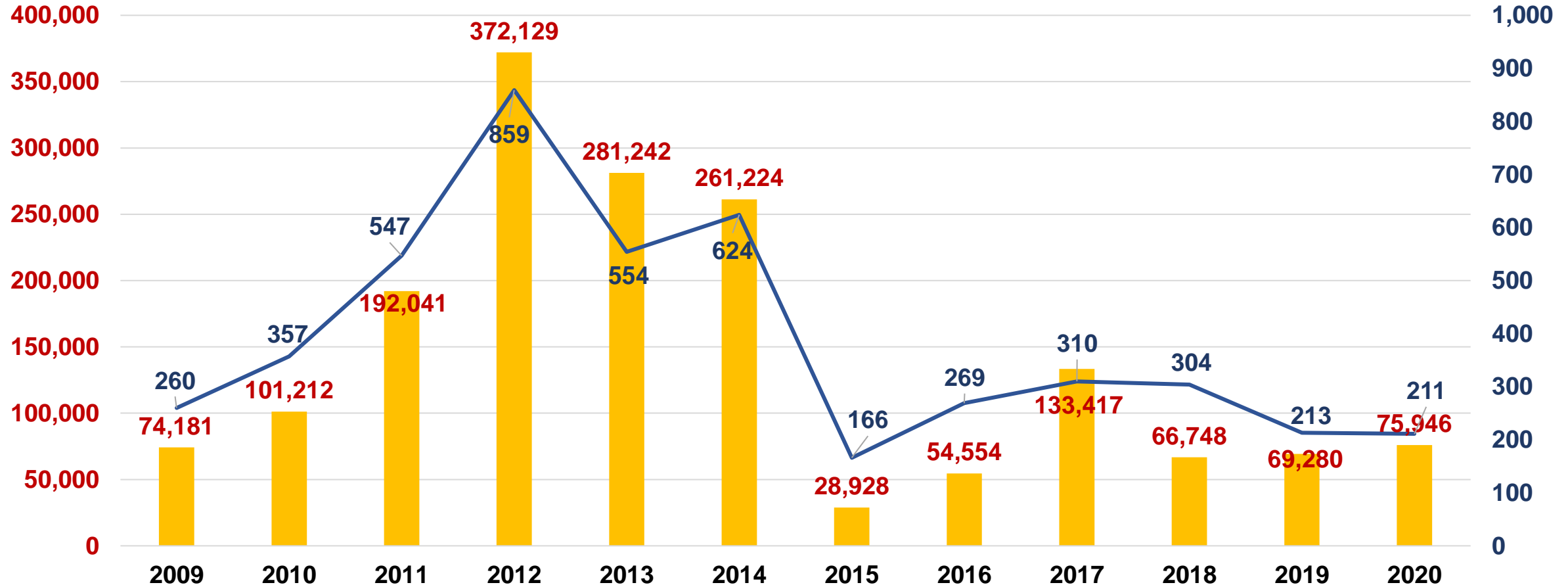
日本からの投資奨励申請額

2009年 - 2020年

BOI Application from Japan 2009 – 2020

百万バーツ
Million Baht

プロジェクト数
Project No.



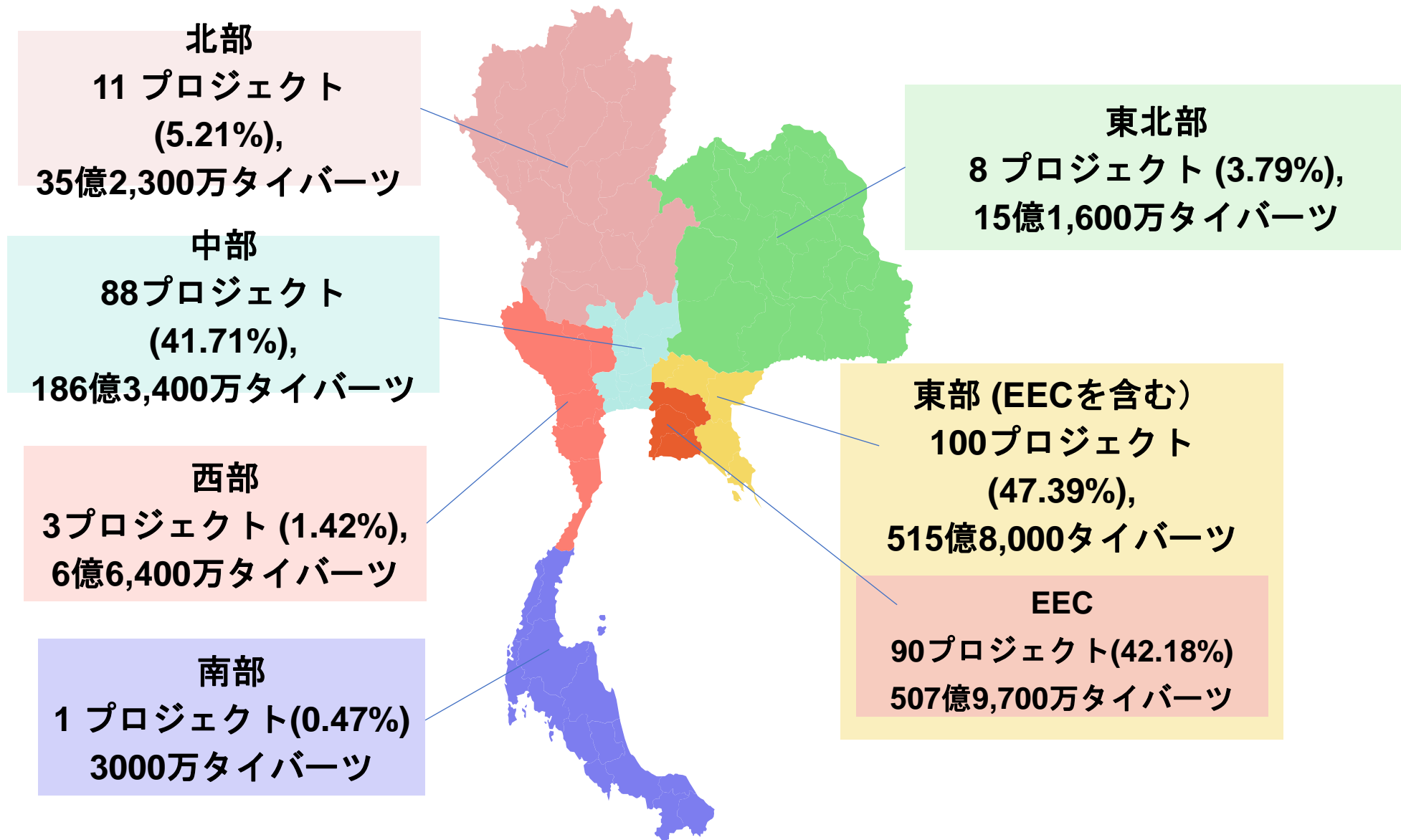
Think Resilience

THINK THAILAND

出所: タイ投資委員会

日本によるタイ国内の地域別投資奨励申請額（2020年）

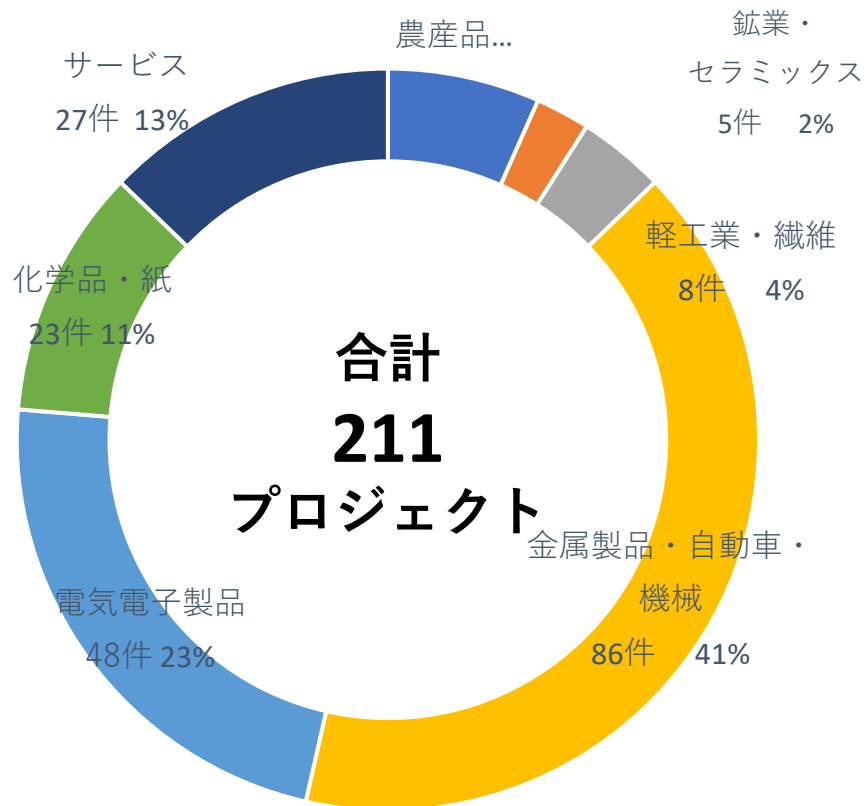
Japan Net Application by Region in 2020



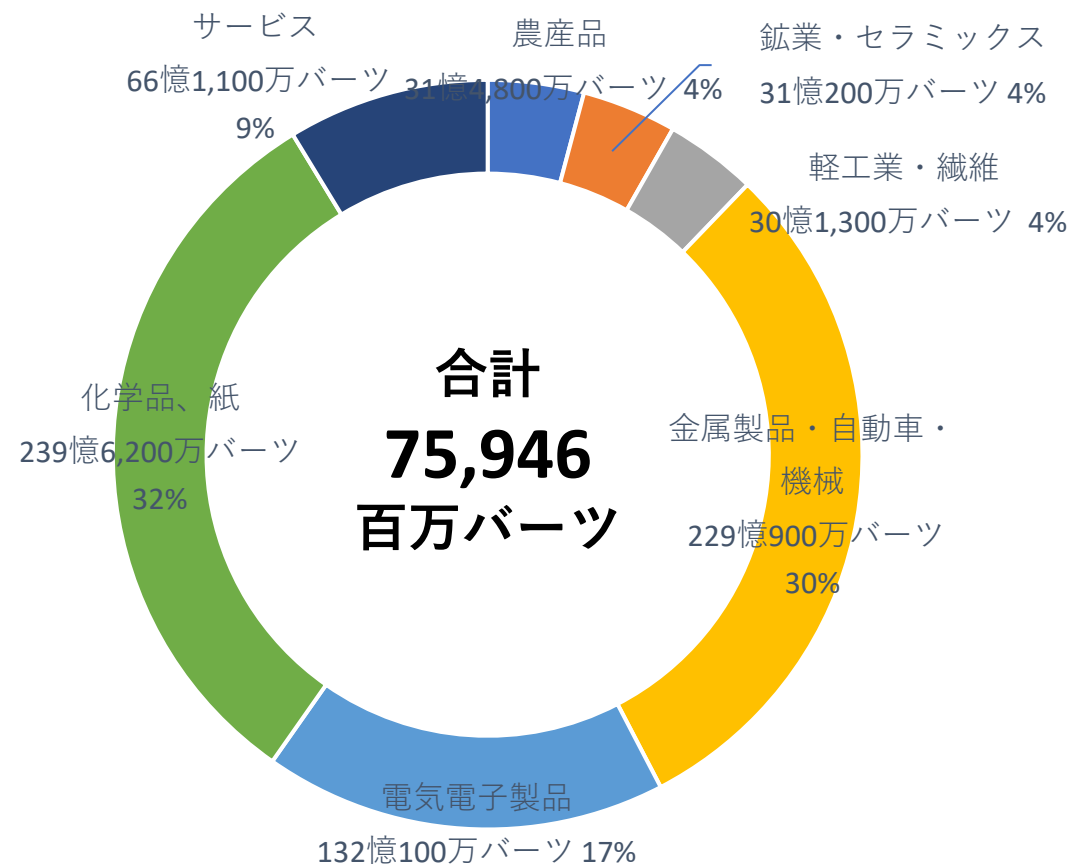
日本からの産業別投資奨励申請額（2020年）

Japan Net Application by Sector in 2020

プロジェクト件数ベース
By Project Number




投資金額ベース（100万バーツ）
By Investment Amount (Million Baht)







お問い合わせ先 For More Information

BOI バンkok本部


 555 Vibhavadi-Rangsit Road.,
Chatuchak, Bangkok 10900,
Thailand


 Tel. : (+66) 2553 8111


 Fax : (+66) 2553 8315


 E-mail : head@boi.go.th

BOI 東京事務所


 タイ王国大使館経済・投資事務所
〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3
福田ビルウエスト8階


 Tel. : 03 3582 1806


 Fax : 03 3589 5176


 E-mail : tyo@boi.go.th

BOI 大阪事務所

 タイ王国大阪総領事館
〒541-0056 大阪府大阪市中央区
久太郎町1-9-16 バンkok銀行

 Tel. : 06 6271 1395

 Fax : 06 6271 1394

 E-mail : osaka@boi.go.th

※BOI大阪事務所の管轄エリアは
関西、中国および四国